

商品（国債）	個人向け利付国庫債券（変動 10 年）
--------	---------------------

1. 商品の概要等

(1)概要	<p>この国債は、投資期間 10 年で、かつ市場金利に基づき半年毎に利率が変動する国債です。したがって、投資期間中に市場金利が上昇する場合には受取利率が上昇、投資期間中に金利が低下する場合には受取利率が低下します。</p> <p>この国債は、発行後 1 年経過後からいつでも中途換金ができます。但し、中途換金する場合には、額面金額と経過利子相当額から直前 2 回分の利子（税引前）相当額に 0.79685 を乗じた金額が中途換金額から差し引かれます。</p>
(2)売買対象	個人に限定
(3)売買単位	1 万円以上 1 万円単位（額面ベース）
(4)期間	10 年
(5)金利水準 （変動金利）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 半年毎に適用利率（クーポン）が変わる変動金利となります。 ○ 基準金利×0.66（2011 年 7 月発行債券～） ○ 基準金利－0.80%（～2011 年 6 月発行債券） <p><ご確認ください></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準金利とは利子計算期間開始時の前月に行われた 10 年固定利付国債の入札における平均落札利回り（初回の利子については募集期間開始直前に行われた 10 年固定利付国債の入札における平均利回り）をさします。 ・ 2011 年 6 月までの発行債券の金利設定方法は償還期日まで発行時の設定方法と変更ありません。 ・ 金利については窓口でおたずねください。
(6)課税関係	<p>原則、利払時に利子に対して利子所得として 20.315% の課税。換金（買取）時および償還時に譲渡益（償還益）に対して譲渡所得として 20.315% の課税。</p> <p>尚、マル優および特別マル優の適用を受けることができます。</p>

2. 手数料

口座管理手数料	口座管理手数料として、年間 1,320 円（消費税込）が必要となります。（口座管理手数料は毎年 4 月に自動引落させていただきます。）
---------	---

3. 留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ この国債は、発行日以降 1 年間は原則中途換金ができません。 ・ 国債は市場性商品であるため、一旦締結した契約（購入または売却の約定）を取り消すことができません。 ・ 国債は預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象外です。また当行で取り扱う国債は投資者保護基金の対象とはなりません。 ・ 詳しくは、契約締結前交付書面を十分にお読みください。

4. 金融商品販売業者の概要

商号	株式会社北陸銀行（登録金融機関） 北陸財務局長（登金）第 3 号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

5. 苦情対応措置及び紛争解決措置

一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用	
一般社団法人全国銀行協会相談室	連絡先 電話番号 0570 - 017109 または 03 - 5252-3772
証券・金融商品あっせん相談センター	連絡先 電話番号 0120 - 64 - 5005

商品概要説明書－国債－

(ご参考) 個人向け復興応援国債 (2012年12月末で募集終了) について

(1)金利について	当初3年間、固定年0.05% (税引後年0.039% [小数点第4位以下を切り捨て表示]) の金利が適用されます。
(2)記念貨幣について	<p>ご購入の方には次の条件で東日本大震災復興事業記念貨幣を贈呈いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行の日から3年目にあたる利払日 (15日) を基準日 (休日の場合は翌営業日) として、基準日に一定の残高を保有している場合に、東日本大震災復興事業記念貨幣 (以下、「記念貨幣」という) を受取ることができます。 <p style="margin-left: 40px;">【残高 1,000万円毎】 1万円金貨 1枚 【残高 100万円毎】 1千円銀貨 1枚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途換金等により保有残高が100万円未満となった場合は、記念貨幣を受取る権利が消滅します。 ・贈呈される記念貨幣の図柄は各回号 (募集月) ごとに異なり、一つの回号 (募集月) につき金貨・銀貨各々一種類となります。 ・記念貨幣の贈呈枚数の計算は、取扱金融機関 (口座別) 毎に回号 (募集月) 別の保有残高で行います。別金融機関、各回号のものと合算できません。 <p>(お願い) 記念貨幣は財務省からお客さまのご住所へ直接発送されることから、お届け事項の変更 (住所、名義等) があつた場合には、必ずお届け事項変更の手続きを行ってください。</p> <p>※その他についての商品概要は個人向け利付国庫債券と同様となります。</p>